



監事の仕事って何？

業務執行と財産の状況を監査する役目です。
責任重大ですから、複数人体制がオススメ！

■ 監事の職務

監事の職務として、NPO 法第 18 条で次の 5 つが定められています。

- 1 **理事の業務執行の状況**を監査すること
- 2 **NPO 法人の財産の状況を監査**すること
- 3 監査の結果、業務または財産に関し**不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告**すること
- 4 前号の報告をするために必要がある場合には、**社員総会を招集**すること
- 5 理事の業務執行の状況または NPO 法人の財産の状況について、**理事に意見を述べる**こと

■ 監事の兼職できません！

監事は、その独立性や公平性を確保するため、当該 NPO 法人の**理事又は職員を兼ねることができません**。(NPO 法第 19 条)

⇒ 運営に直接的にコミットしてもらう方には、監事ではなく、理事に就任していただきましょう。

■ 「業務監査」と「会計監査」の主なポイント

業務監査では、法律と定款に則って運営されているかを確認します。

- ① 通常総会を NPO 法または定款の定めに従って開催しているか？
- ② 総会の招集は NPO 法または定款の定めに従って開催しているか？
- ③ 理事会は定款に基づいて開催され、議事録がとられているか？
- ④ 事業報告書を毎年、事業年度終了後 3 ヶ月以内に提出しているか？ …など。

会計監査では、会計が適切に行われていることと経営状況についても確認します。

- ⑤ 決算が理事会で承認されているか？
- ⑥ 期末の現金・預金残高があっているか？
- ⑦ 支払いの帳票など証拠書類はきちんと保存されているか？ …など。



監事には業務監査と会計監査の両方をできる人が適任ですが、実際は難しいと思われるので、**監事を複数人置く**ことをお勧めします。

■ 理事会にもぜひ積極的に参加を！

NPO 法には、監事の理事会への出席を義務付ける規定はありません。しかし、監事は、法人の財産状況や理事の業務執行状況を監査する立場にありますから、その職務を的確に執行するためには**理事会に出席することが望ましい**でしょう。

■ 「監査報告書」の作成と報告

監査を実施した後は、業務の執行状況と財産の状況が適正であるかどうかを「監査報告書」に記載して、これを総会の議案として報告します。

★ 参考「NPO 法人のための業務のチェックリスト」

<https://npoatpro.org/user/media/npoatpro/page/tool/NPOChecklist2018.pdf>

「NPO 法人の監査の方法 ～監事の役割を理解しよう」

<http://www.npoweb.jp/changerecipe/recipes/101.html>

♪ 詳しくはスタッフまでご相談ください ♪



2023年2月改訂版

静岡市番町市民活動センター



開館時間：月～土 9:00～21:30

日・祝 9:00～18:00

休館日：毎月第1・3水曜日

年末年始（12/29～1/3）

〒420-0071

静岡市葵区一番町 50 番地

TEL: 054-273-1212/FAX: 054-273-1213

E-MAIL: mail@bancho-npo-center.org

指定管理者：（特非）静岡県ボランティア協会

監査報告書（例示）

特定非営利活動法人××××
理事長 ○○ ○○ 殿

**監事が複数人の場合、
連名で作成します。**

監事 ○○ ○○ 印
（監事 ○○ ○○ 印）

私（たち）は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人××××の令和○年○月○日から令和○年○月○日までの事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び活動計算書）並びに財産目録について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私（たち）は、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、財産の状況に関する監査に当たっては、会計帳簿又はこれに関する証拠資料等を閲覧、照合、質問等しました。

2 監査意見

(1) 事業報告書等の監査意見

- ①事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び財産目録の監査結果

計算書類及び財産目録は、法人の財産及び正味財産の増減の状況を適正に示していると認めます。